

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、翌日)

目 次

◇ 告 示

- 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（〃）
- 保安林の指定予定（二件）（造林課）
- 保安林の指定の解除予定（二件）（〃）
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効（〃）
- 鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更（〃）
- 森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令（〃）
- 松くい虫の特別防除の実施（〃）
- 土地収用法による事業の認定（管理課）
- 土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課）
- 土地区画整理組合の解散の認可（〃）

告 示

鳥取県告示第四百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり溝口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	大橋 久幸	日野郡溝口町父原二二八	二二〇
〃	谷口 恭之	〃	四二
〃	橋井 真澄	〃	古市四五五
〃	安藤 久雄	〃	六〇
〃	細田 利彦	〃	中祖九五
〃	瀬尾 雄一	〃	九九
〃	山根 悟	〃	宮原三九五
〃	圓山 利郎	〃	宇代三六五
〃	山中 保	〃	一五二
〃	野口 幸人	〃	金屋谷一〇二三
〃	入江 甚一	〃	六九〇
〃	影山 博人	〃	白水一三三
〃	赤井 政司	〃	一六〇
〃	松原 保昭	〃	一四一

監事 岡 徳住 字代一六五

安藤 正義 古市四五九

大江 智紀 宮原一〇五

羽田 淳 金屋谷九六一

昭和六十二年三月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 入江 甚一 日野郡溝口町金屋谷一〇二三

影山 博人 六九〇

入江 真人 六三九

影山 捷 一〇一九

圓山 利郎 宮原三九五

橋谷 鎮夫 四三二

圓山 幸人 四三〇

大橋 久幸 父原二二八

谷口 恭之 二二〇

細田 利彦 古市六〇

山根 学 中祖七四

赤井 政司 白水一三三

松原 保昭 一四一

山中 保 字代三六五

岡 徳住 一六五

安藤 正義 古市四五九

入江 隆 金屋谷六五九

大江 智紀 宮原一〇五

篠村 健司 字代三七五

昭和六十二年三月十七日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十二号

鹿野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）柄杓目地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十三号

若桜町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業養米地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十四号

河原町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業志保谷地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字奥谷字於以茂谷一、一の一、字牛飼場二、三の一、三の二、四の一、四の二、五、六、字山田七、八、岩美町大字陸上字立曲ヶ山側二一七九の一、二一七九の四、二一八〇の一から二一八〇の六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字高橋四八の一、六〇、六三から七三まで、七六、字向平ラ七八九、七九〇

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は択伐による。
字高橋四八の一・六九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六七、六八、字向平ラ七八九(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町萩原字滝谷奥一〇五五、一〇五六、字滝谷東平ラ一〇六四、字檜ノ木塔山一〇六八、一〇六九の一から一〇六九の四まで、一〇七〇、一〇七一、字赤子岩ノ下タ一〇七二から一〇七五まで字檜ノ木塔一〇八三から一〇八六まで、日野町金持字ソラメ一〇六一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町畑池字大堤一六六五の一、一六六五の二、一六六六から一六六八まで、一六六九の一、一六六九の二、一六七〇から一六七二まで、一六七三の一、一六七三の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町下石見字河合一三三〇、字河合奥一三三一、字上ノ原

山一三三四の一、一三三四の二、字宮ノ奥一三三五、字鉄穴場ノ上エ

一三四七の二、一三四七の三、日野町三谷字向田一一六から一二〇まで、字ノボシ原三一〇から三一二まで、福長字井ノ原山西平ラ一一八二の一六(次の図に示す部分に限る。)、三土字日南ノ五 六七二から六七四まで、六七五の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は択伐による。
字ノボシ原三一〇、三一、三一、三一二・字井ノ原山西平ラ一一八二の一六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字助沢字向山四四の八から四四の一〇まで・四四の一・四四の一四（以上五筆国有林）、四四の一、字小林四四七の六（国有林）、四四八の二（次の図に示す部分に限る。）、四四七の四、四四八の三、四四八の五、字向ヒナ平四五八の二・四六一の四（以上二筆国有林）、四六一の一・四六七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六一の二、四六一の三、四六六の二、四六七の五、字川平四八三の二・四八三の一七・四八三の一八・四八三の二八・四八三の三二・四八三の三五（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四八三の二五・四八三の二六・四八三の二九・四八三の三一・四八三の三三・四八三の三四・四九三の七から四九三の一〇まで・四九三の一二・字湯大谷四八二の六（以上二筆国有林）、大字下蚊屋字大谷口一の五・二の七（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一の四・二の五（以上二筆国有林）、二の六、字着建五の二〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五の二一・五の二二・五の二四（以上三筆国有林）、五の二五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字大石字摺鉢七二五・七二六・字南畑八一七・字ヤケン谷八一八・八一八の一・八一八・八二〇・八二〇の一・八二二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したため、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
六	福田 孝史	東伯郡関金町大字堀二三五四	穂の採取並びに幼苗及び幼木の育成	福田 孝史 苗畑	東伯郡関金町大字堀
七	崎上 幸雄	大字明高一五八〇一五	"	崎上 幸雄 苗畑	" "
二十一	谷口 幹三	東伯郡三朝町大字穴鴨六一七	"	谷口 幹三 苗畑	東伯郡三朝町大字穴鴨
三十三	矢田 滯子	" 三九二	"	矢田 滯子 苗畑	" "
四十一	岩佐 公一	" 大字上西谷三〇	"	岩佐 公一 苗畑	" 大字上西谷
四十二	中野知津子	" 二九九	"	中野知津子 苗畑	" "

四十三	高見富志恵	" 三四二	" "	高見富志恵 苗畑	" "
四十四	赤坂 幸彦	" 大字西小鹿七八二	" "	赤坂 幸彦 苗畑	" 大字西小鹿
百八十六	松原 善夫	" 大字余戸三七七	" "	松原 善夫 苗畑	" 大字余戸
百九十六	足立百合子	" 大字穴鴨二四〇	" "	足立百合子 苗畑	" 大字穴鴨

鳥取県告示第四百三十号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したため、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県松くい虫被害対策実施計画（昭和六十一年四月鳥取県告示第四百十五号）の一部を別紙のとおり改正する。

（「別紙」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

イ 倉吉市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡那家町、船岡町、八東町及び用瀬町、東伯郡東郷町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡日吉津村及び淀江町並びに日野郡溝口町及び江府町の各一部（別紙のとおりとする。）

ロ 鳥取市、境港市、気高郡気高町並びに東伯郡泊村及び北条町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

昭和六十二年六月六日から同年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木につい

て、一の1のイに掲げる区域にあつては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあつては地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3により三に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が、当該措置を行うべき者が自ら当該措置を行った場合に受けることができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課及び各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十二号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域

鳥取市、倉吉市、岩美郡福部村、気高郡鹿野町及び青谷町、東伯郡三朝町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町、岸本町、会見町及び西伯町の各一部（別紙のとおりとする。）

二 期間

昭和六十二年六月六日から同年七月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課及び各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市千代水体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市秋里字南古宮地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第四百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市砂池土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市砂池土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年五月十九日から昭和六十三年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市皆生字砂池沖及び字北砂池の各一部

四 事務所の所在地

米子市皆生一四七六一

五 設立認可の年月日

昭和六十二年五月十二日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び米子市役所の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第四百三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市皆生四軒屋土地区画整理組合の解散を昭和六十二年五月十二日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次